

令和 7 年

第 1 回 定例県議会議案

（ 令 和 6 年 度 関 係 ）

群 馬 県

令和7年第1回定例県議会議案目次

第65号議案	令和6年度群馬県一般会計補正予算（第7号）	4頁
第66号議案	令和6年度群馬県県有模範林施設費特別会計補正予算（第1号）	21
第67号議案	令和6年度群馬県中小企業高度化資金特別会計補正予算（第1号）	23
第68号議案	令和6年度群馬県用地先行取得特別会計補正予算（第1号）	26
第69号議案	令和6年度群馬県公債管理特別会計補正予算（第1号）	29
第70号議案	令和6年度群馬県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）	32
第71号議案	令和6年度群馬県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	34
第72号議案	令和6年度群馬県流域下水道事業会計補正予算（第2号）	36
第73号議案	令和6年度群馬県電気事業会計補正予算（第3号）	39
第74号議案	令和6年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第2号）	42
第75号議案	令和6年度群馬県水道事業会計補正予算（第2号）	44
第76号議案	令和6年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第2号）	46
第77号議案	令和6年度群馬県施設管理事業会計補正予算（第2号）	49
第78号議案	令和6年度群馬県病院事業会計補正予算（第2号）	51
第79号議案	群馬県県有施設長寿命化等推進基金条例	55
第80号議案	群馬県デジタルクリエイティブ人材育成基金条例	57
第81号議案	群馬県ツクルンの設置及び管理に関する条例	59
第82号議案	群馬県安心こども基金条例の一部を改正する条例	62
第83号議案	群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	63
第84号議案	群馬県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	64
第85号議案	群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	65
第86号議案	指定管理者の指定の期間の変更について	66
第87号議案	地方財政法第27条の規定による市の負担について	68
第88号議案	地方財政法第27条の規定による市町村の負担について	69
第89号議案	地方財政法第27条の規定による市町村の負担について	70
第90号議案	地方財政法第27条の規定による市町の負担について	72

第 9 1 号議案	地方財政法第 2 7 条の規定による市町村の負担について	73頁
第 9 2 号議案	地方財政法第 2 7 条の規定による市の負担について	74
第 9 3 号議案	土地改良法第 9 0 条の規定による市村の負担の変更について	75
第 9 4 号議案	土地改良法第 9 1 条の規定による市町村の負担について	76
第 9 5 号議案	請負契約の締結について	79
第 9 6 号議案	事業契約の変更について	80
第 9 7 号議案	権利の放棄について	81
第 9 8 号議案	権利の放棄について	82
第 9 9 号議案	和解及び損害賠償の額を定めることについて.....	83
第100号議案	和解について	84
第101号議案	和解について	85
承 第 1 号	専決処分の承認について	86
報 第 1 号	報 告 書	92

第 6 5 号議案

令和 6 年度群馬県一般会計補正予算（第 7 号）

令和 6 年度群馬県の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 4, 5 4 0, 1 1 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 3 1, 5 2 5, 2 7 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（県債の補正）

第 4 条 県債の補正は、「第 4 表県債補正」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税		260,000,000	16,000,000	276,000,000
	1 県 民 税	76,696,580	3,300,000	79,996,580
	2 事 業 税	68,673,069	10,200,000	78,873,069
	3 地 方 消 費 税	51,599,979	2,500,000	54,099,979
2 地 方 消 費 税 清 算 金		98,512,095	6,283,185	104,795,280
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	98,512,095	6,283,185	104,795,280
3 地 方 譲 与 税		37,300,000	7,300,000	44,600,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	34,434,000	7,300,000	41,734,000
4 地 方 特 例 交 付 金		7,000,000	56,240	7,056,240
	1 地 方 特 例 交 付 金	7,000,000	56,240	7,056,240
5 地 方 交 付 税		145,150,997	12,216,916	157,367,913
	1 地 方 交 付 税	145,150,997	12,216,916	157,367,913
7 分 担 金 及 び 負 担 金		3,753,550	△ 286,049	3,467,501
	1 分 担 金	199,291	32,624	231,915
	2 負 担 金	3,554,259	△ 318,673	3,235,586
8 使 用 料 及 び 手 数 料		11,606,898	△ 191,812	11,415,086
	1 使 用 料	7,943,852	△ 194,747	7,749,105
	2 手 数 料	3,663,046	2,935	3,665,981
9 国 庫 支 出 金		87,249,782	12,381,516	99,631,298
	1 国 庫 負 担 金	53,491,914	1,772,957	55,264,871
	2 国 庫 補 助 金	31,772,317	10,764,877	42,537,194

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	3 委 託 金	1,985,551	△ 156,318	1,829,233
10 財 産 収 入		949,487	△ 79,524	869,963
	1 財 産 運 用 収 入	339,220	60,085	399,305
	2 財 産 売 払 収 入	610,267	△ 139,609	470,658
11 寄 附 金		685,583	△ 206,968	478,615
	1 寄 附 金	685,583	△ 206,968	478,615
12 繰 入 金		75,065,140	△ 32,338,147	42,726,993
	1 特 別 会 計 繰 入 金	3,455,294	△ 2,300,092	1,155,202
	2 基 金 繰 入 金	71,609,846	△ 30,038,055	41,571,791
13 繰 越 金		6,652,575	2,622,200	9,274,775
	1 繰 越 金	6,652,575	2,622,200	9,274,775
14 諸 収 入		14,152,054	△ 1,659,244	12,492,810
	3 貸 付 金 元 利 収 入	5,390,078	△ 1,872,532	3,517,546
	4 受 託 事 業 収 入	678,312	△ 131,226	547,086
	5 収 益 事 業 収 入	4,519,000	△ 423,044	4,095,956
	6 雑 入	3,325,679	767,558	4,093,237
15 県 債		48,107,000	12,441,800	60,548,800
	1 県 債	48,107,000	12,441,800	60,548,800
歳 入 合 計		796,985,161	34,540,113	831,525,274

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,540,877	△ 41,403	1,499,474
	1 議 会 費	1,540,877	△ 41,403	1,499,474
2 知 事 戦 略 費		11,183,196	△ 3,083,062	8,100,134
	1 知 事 戦 略 管 理 費	1,084,950	87,929	1,172,879
	2 メ デ イ ア プ ロ モ ー シ ョ ン 費	1,158,251	21,178	1,179,429
	3 デ ジ タ ル ト ラ ン ス フ オ ー メ ー シ ョ ン 費	2,693,242	△ 229,842	2,463,400
	4 グ リ ー ン イ ノ ベ ー シ ョ ン 推 進 費	4,294,527	△ 2,810,763	1,483,764
	5 交 通 イ ノ ベ シ ョ ン 推 進 費	1,612,622	△ 164,287	1,448,335
	6 地 域 外 交 費	339,604	12,723	352,327
3 総 務 費		38,335,373	9,903,240	48,238,613
	1 総 務 管 理 費	22,605,114	10,300,105	32,905,219
	2 徴 税 費	9,677,764	△ 302,620	9,375,144
	3 市 町 村 振 興 費	1,185,977	△ 130,447	1,055,530
	4 選 挙 費	1,227,296	△ 105	1,227,191
	5 統 計 費	411,301	△ 6,257	405,044
	6 危 機 管 理 費	1,979,994	60,072	2,040,066
	7 消 防 保 安 費	925,599	△ 5,398	920,201
	8 人 事 委 員 会 費	149,012	△ 4,762	144,250
	9 監 査 委 員 費	173,316	△ 7,348	165,968
4 地 域 創 生 費		8,065,260	△ 38,852	8,026,408
	1 地 域 創 生 費	1,007,406	1,107	1,008,513

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 ぐんま暮らし・外 国 人 活 躍 推 進 費	563,293	△ 3,546	559,747
	3 文 化 振 興 費	3,209,649	△ 56,462	3,153,187
	4 文 化 財 保 護 費	341,319	△ 16,837	324,482
	5 ス ポ ー ツ 振 興 費	1,607,357	△ 4,986	1,602,371
	6 湯 け む り 国 ス ポ ・ 全 ス ポ ぐ ん ま 準 備 費	1,336,236	41,872	1,378,108
5 生 活 こ ど も 費		43,169,451	3,193,172	46,362,623
	1 生 活 こ ど も 費	594,948	4,016	598,964
	2 こ ど も ・ 子 育 て 支 援 費	20,532,999	2,691,155	23,224,154
	3 私 学 ・ 青 少 年 費	10,313,491	△ 271,310	10,042,181
	4 児 童 福 祉 費	11,375,346	791,039	12,166,385
	5 県 民 活 動 支 援 ・ 広 聴 費	194,821	△ 14,001	180,820
	6 消 費 生 活 費	157,846	△ 7,727	150,119
6 健 康 福 祉 費		144,569,528	4,017,433	148,586,961
	1 健 康 福 祉 費	2,623,250	△ 4,757	2,618,493
	2 医 務 費	12,068,185	837,749	12,905,934
	3 感 染 症 ・ 疾 病 対 策 費	20,448,306	444,324	20,892,630
	4 健 康 長 寿 社 会 づ く り 推 進 費	516,323	△ 23,547	492,776
	5 薬 務 費	327,135	△ 37,733	289,402
	6 国 保 医 療 費	51,945,291	1,216,653	53,161,944
	7 食 品 ・ 生 活 衛 生 費	2,988,261	△ 1,869,838	1,118,423
	8 地 域 福 祉 費	5,242,265	1,748,371	6,990,636
	9 監 査 指 導 費	154,508	1,896	156,404

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	10 介 護 高 齢 費	31,808,341	78,296	31,886,637
	11 障 害 政 策 費	16,447,663	1,626,019	18,073,682
7 環 境 森 林 費		19,574,514	△ 4,039,342	15,535,172
	1 環 境 政 策 費	1,914,485	△ 530,154	1,384,331
	2 環 境 保 全 費	291,834	△ 5,134	286,700
	3 廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 費	336,125	△ 2,435	333,690
	4 自 然 環 境 費	3,075,284	△ 830,060	2,245,224
	5 林 政 費	5,946,829	△ 1,232,813	4,714,016
	6 林 業 振 興 費	1,396,819	△ 363,395	1,033,424
	7 森 林 保 全 費	6,613,138	△ 1,075,351	5,537,787
8 労 働 費		2,173,078	△ 239,417	1,933,661
	1 労 働 政 策 費	2,066,033	△ 235,337	1,830,696
	2 労 働 委 員 会 費	107,045	△ 4,080	102,965
9 農 政 費		22,218,254	△ 106,702	22,111,552
	1 農 政 費	4,861,665	△ 99,837	4,761,828
	2 農 業 構 造 政 策 費	2,225,410	△ 431,449	1,793,961
	3 米 麦 畜 産 費	1,534,793	23,210	1,558,003
	4 野 菜 花 き 費	3,609,578	552,253	4,161,831
	5 蚕 糸 特 産 費	1,579,080	195,120	1,774,200
	6 ゴ ン ド ま プ ラ ン ド 推 進 費	587,712	△ 299,859	287,853
	7 農 村 整 備 費	7,820,016	△ 46,140	7,773,876
10 産 業 経 済 費		9,857,354	△ 309,845	9,547,509

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 産 業 政 策 費	2,288,722	10,864	2,299,586
	2 未 来 投 資 ・ デ ジ タ ル 産 業 費	534,325	△ 28,865	505,460
	3 地 域 企 業 支 援 費	5,175,436	△ 237,207	4,938,229
	4 観 光 魅 力 創 出 費	862,476	△ 47,130	815,346
	5 e スポーツ・クリ エ イ テ ィ ブ 推 進 費	996,395	△ 7,507	988,888
11 県 土 整 備 費		67,924,819	18,769,373	86,694,192
	1 土 木 管 理 費	5,348,942	△ 990,235	4,358,707
	2 道 路 管 理 費	15,095,107	3,917,508	19,012,615
	3 道 路 整 備 費	24,495,686	10,160,556	34,656,242
	4 河 川 費	6,948,025	4,545,660	11,493,685
	5 砂 防 費	5,229,359	3,038,969	8,268,328
	6 都 市 計 画 費	482,441	△ 6,293	476,148
	7 都 市 整 備 費	3,412,947	323,354	3,736,301
	8 下 水 環 境 費	4,086,292	△ 2,200,556	1,885,736
	9 建 築 費	73,564	△ 8,196	65,368
	10 住 宅 政 策 費	2,752,456	△ 11,394	2,741,062
12 警 察 費		47,496,021	△ 599,597	46,896,424
	1 警 察 管 理 費	42,500,558	△ 604,950	41,895,608
	2 警 察 活 動 費	4,995,463	5,353	5,000,816
13 教 育 費		170,032,042	△ 426,529	169,605,513
	1 教 育 総 務 費	27,128,530	2,652,994	29,781,524
	2 小 学 校 費	55,221,084	△ 959,256	54,261,828

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	3 中 学 校 費	33,354,911	△ 809,090	32,545,821
	4 高 等 学 校 費	30,690,085	△ 903,270	29,786,815
	5 特 別 支 援 学 校 費	15,385,413	△ 299,845	15,085,568
	6 学 校 建 設 事 業 費	4,957,960	△ 607	4,957,353
	7 社 会 教 育 費	725,778	△ 20,332	705,446
	8 健 康 体 育 費	485,387	△ 3,736	481,651
	9 大 学 費	2,082,894	△ 83,387	1,999,507
14 災 害 復 旧 費		3,634,156	△ 2,248,428	1,385,728
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	472,431	△ 412,931	59,500
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,161,725	△ 1,835,497	1,326,228
15 公 債 費		97,271,891	△ 1,415,962	95,855,929
	1 公 債 費	97,271,891	△ 1,415,962	95,855,929
16 諸 支 出 金		109,239,347	11,206,034	120,445,381
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	49,677,210	4,887,805	54,565,015
	2 利 子 割 交 付 金	78,535	57,825	136,360
	3 配 当 割 交 付 金	1,248,563	1,133,474	2,382,037
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,221,242	1,980,382	3,201,624
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	5,369,989	724,352	6,094,341
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	49,655,640	2,422,196	52,077,836
歳 出 合 計		796,985,161	34,540,113	831,525,274

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額(千円)
2 知事戦略費	4 グリーンイノベーション推進費	再生可能エネルギー推進	120,000
	5 交通イノベーション推進費	公共交通整備	3,900
3 総務費	1 総務管理費	県庁舎等運営管理	229,000
		財産活用	379,669
	6 危機管理費	危機管理・防災対策推進	179,057
		防災情報通信管理運用	1,068,018
4 地域創生費	3 文化振興費	文化施設整備推進	4,492
5 生活こども費	4 児童福祉費	施設サービス	123,225
6 健康福祉費	2 医務費	医務行政推進	1,899,291
	3 感染症・疾病対策費	次のパンデミック対応	3,546
	4 健康長寿社会づくり推進費	歯科口腔保健対策	8,083
	8 地域福祉費	福祉人材確保対策	390,000
	10 介護高齢費	介護保険基盤運営	1,258,258
	11 障害政策費	施設サービス	1,165,691
7 環境森林費	1 環境政策費	公園施設等特別維持整備	3,436
		自然公園等管理	3,372
	4 自然環境費	適正利用推進	20,000
		森林経営管理対策	14,000
	5 林政費	ぐんま緑の県民基金	330,000
		補助公共造林	131,583
		苗木生産指導	11,078
		農山漁村地域整備(林道)	257,339
		単独林道	29,380
		単独作業道	33,576
		水源林等整備推進	11,594
		森林公園整備	6,688
		林業構造改善対策	10,781
	6 林業振興費	木材等生産振興対策	60,000

款	項	事業名	金額(千円)
	7 森林保全費	きのこ等振興対策	183,539
		補助公共治山	1,332,100
		農山漁村地域整備(治山)	334,000
		単独公共治山	655,737
9 農政費	3 米麦畜産費	畜産競争力強化	30,000
		養鶏振興	9,880
		浅間牧場草地・施設整備	97,958
		浅間家畜育成牧場職員公舎整備	40,000
	4 野菜花き費	農業技術センター運営	727,342
	5 蚕糸特産費	養蚕基盤研究	61,478
		冷水性魚類生産技術研究	276,619
	7 農村整備費	小規模農村整備	179,656
		単独農村整備	82,264
		基幹水利施設管理	30,746
		農山漁村地域整備	418,246
		農村地域防災減災	840,622
		相馬原補償工事	103,492
		農業競争力強化基盤整備	1,486,548
		農地耕作条件改善	76,001
		農業水路等長寿命化・防災減災	158,409
		農山漁村地域整備事業事務費	4,000
10 産業経済費	4 観光魅力創出費	観光施設等特別維持整備	11,440
		リトリート推進	22,181
11 県土整備費	1 土木管理費	総務調整費	6,600
		公共事業調整費	415,510
	2 道路管理費	単独公共事業事務費	12,000
		社会資本総合整備事業事務費	10,000
		道路維持管理	23,635
	3 道路整備費	単独公共事業事務費	9,000
		社会資本総合整備事業事務費	14,648
		補助公共事業事務費	13,000

款	項	事業名	金額(千円)
	4 河 川 費	単 独 公 共 事 業 事 務 費	6,588
		社会資本総合整備事業事務費	4,191
	5 砂 防 費	社会資本総合整備事業事務費	10,000
	6 都 市 計 画 費	土 地 区 画 整 理 事 業 負 担 金	30,000
		航 空 整 備	4,500
	7 都 市 整 備 費	社会資本総合整備事業事務費	5,000
	8 下 水 環 境 費	社 会 資 本 総 合 整 備	18,810
		農 村 整 備	15,000
	10 住 宅 政 策 費	古 民 家 再 生 ・ 活 用 推 進	5,798
		県 営 住 宅 維 持 管 理	20,262
		社 会 資 本 総 合 整 備	240,788
12 警 察 費	1 警 察 管 理 費	警 察 施 設 整 備	84,435
	2 警 察 活 動 費	交 通 安 全 施 設 整 備	3,245
13 教 育 費	9 大 学 費	施 設 整 備	92,012
14 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 費 災 害 復 旧 費	農 地 災 害 復 旧	15,500
	2 公 共 土 木 施 設 費 災 害 復 旧 費	土 木 施 設 補 助 災 害 復 旧	159,477

2 変 更

款	項	事 業 名	補 正 前	補 正 後
			金 額 (千円)	金 額 (千円)
7 環 境 森 林 費	4 自 然 環 境 費	自 然 公 園 等 整 備	600,000	1,189,283
	5 林 政 費	補 助 公 共 林 道	14,990	33,744
		補 助 公 共 作 業 道	118,403	225,168
11 県 土 整 備 費	1 土 木 管 理 費	建 設 技 術 支 援	80,000	90,000
	2 道 路 管 理 費	単 独 道 路 維 持 修 繕	1,138,423	1,373,664
		単 独 交 通 安 全 対 策	499,299	545,400
		社 会 資 本 総 合 整 備	3,386,458	6,498,580
		道 路 メ ン テ ナ ン ス	385,722	596,251
		無 電 柱 化 推 進	408,527	948,219
	3 道 路 整 備 費	単 独 道 路 改 築	700,321	1,311,714
		単 独 橋 り ょ う 予 防 保 全	118,500	137,800
		社 会 資 本 総 合 整 備	7,265,272	10,937,087
		道 路 改 築	5,883,069	9,913,953
		道 路 メ ン テ ナ ン ス	2,236,206	4,094,554
	4 河 川 費	単 独 河 川 改 修	392,980	606,797
		河 川 維 持 補 修	1,007,512	1,537,206
		社 会 資 本 総 合 整 備	938,602	4,148,791
		緊 急 防 災 ・ 減 災 対 策	70,196	186,160
		大 規 模 特 定 河 川	448,438	1,134,438
		河 川 メ ン テ ナ ン ス	37,160	136,260
		ダ ム メ ン テ ナ ン ス	79,557	192,110
	5 砂 防 費	社 会 資 本 総 合 整 備	1,121,600	3,395,449
		緊 急 防 災 ・ 減 災 対 策	252,425	285,617
		事 業 間 連 携 砂 防	182,770	893,770
		砂 防 メ ン テ ナ ン ス	351,000	451,000

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額(千円)	金額(千円)
	6 都市計画費	単独景觀整備	4,831	23,472
	7 都市整備費	単独街路	282,745	362,000
		社会資本総合整備(街路)	712,030	824,910
		無電柱化推進	369,000	554,562
		社会資本総合整備 (新水泳場)	450,000	446,220
		敷島公園新水泳場整備	30,000	106,000
		社会資本総合整備(公園)	218,686	235,516
14 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	土木施設単独災害復旧	33,226	493,985

第3表 債務負担行為補正
廃止

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
大沼キャンプフィールド及び赤城ランドステーションの管理及び運営に関する協定	令和7年度から 令和16年度まで	145,000

第4表 県 債 補 正

1 追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償還の方法
養 蚕 基 盤 研 究 費	30,000	普通貸借又は証券発行 (証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額 (千円)	限度額 (千円)
東 京 事 務 所 運 営 費	15,000	8,000
公 共 交 通 整 備 費	86,000	34,000
群 馬 会 館 維 持 管 理 費	73,000	64,000
県 庁 舎 等 運 営 管 理 費	354,000	335,000
財 産 活 用 費	1,032,000	996,000
危 機 管 理 ・ 防 災 対 策 推 進 費	315,000	325,000
防 災 情 報 通 信 管 理 運 用 費	1,100,000	1,099,000
防 災 ヘ リ 事 故 慰 霊 等 費	98,000	97,000
世 界 遺 産 継 承 推 進 費	146,000	107,000
子 ど も ・ 子 育 て 支 援 費	11,000	13,000
保 育 施 設 支 援 費	15,000	7,000
児 童 相 談 費	11,000	10,000
ぐ ん ま 学 園 運 営 費	47,000	49,000
試 験 検 査 費	15,000	13,000
食 品 安 全 検 査 総 合 推 進 費	27,000	25,000
老 人 福 祉 施 設 対 策 費	145,000	106,000
施 設 サ ー ビ ス 費	16,000	292,000
狩 猟 の 適 正 化 費	12,000	7,000
自 然 公 園 等 整 備 費	634,000	698,000
適 正 利 用 推 進 費	90,000	18,000

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額(千円)	限度額(千円)
補 助 公 共 林 道 費	115,000	92,000
農 山 漁 村 地 域 整 備 費 (林 道)	204,000	152,000
補 助 公 共 治 山 費	1,396,000	1,074,000
農 山 漁 村 地 域 整 備 費 (治 山)	656,000	503,000
緊 急 治 山 費	20,000	
単 独 公 共 治 山 費	1,513,000	1,516,000
フ ラ ワ ー パ ー ク 改 修 費	1,053,000	1,228,000
農 業 技 術 セ ン タ ー 運 営 費	33,000	384,000
冷 水 性 魚 類 生 産 技 術 研 究 費	14,000	152,000
国 営 ・ 機 構 営 事 業 負 担 金	27,000	42,000
小 規 模 農 村 整 備 費	140,000	199,000
農 山 漁 村 地 域 整 備 費 (農 村 整 備)	419,000	344,000
農 村 地 域 防 災 減 災 費	274,000	330,000
農 業 競 争 力 強 化 基 盤 整 備 費	339,000	436,000
農 地 耕 作 条 件 改 善 費	40,000	36,000
農 業 水 路 等 長 寿 命 化 ・ 防 災 減 災 費	110,000	108,000
繊 維 工 業 試 験 場 整 備 費	3,000	
観 光 施 設 等 特 別 維 持 整 備 費	12,000	8,000
ク リ エ イ テ ィ ブ 拠 点 化 費	15,000	
単 独 道 路 維 持 修 繕 費	1,840,000	1,521,000
単 独 交 通 安 全 対 策 費	623,000	553,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (道 路 管 理)	1,941,000	3,750,000
道 路 メ ン テ ナ ン ス 費 (道 路 管 理)	213,000	329,000
無 電 柱 化 推 進 費 (道 路 管 理)	304,000	464,000
国 直 轄 道 路 事 業 負 担 金	2,415,000	3,242,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (道 路 整 備)	3,941,000	5,839,000
道 路 改 築 費	3,208,000	5,229,000
道 路 メ ン テ ナ ン ス 費 (道 路 整 備)	926,000	1,829,000
国 直 轄 河 川 事 業 負 担 金	405,000	961,000
単 独 河 川 改 修 費	637,000	650,000
河 川 維 持 補 修 費	1,204,000	1,989,000

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額(千円)	限度額(千円)
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (河 川)	588,000	2,314,000
緊 急 防 災 ・ 減 災 対 策 費 (河 川)	202,000	182,000
大 規 模 特 定 河 川 費	282,000	669,000
河 川 メ ン テ ナ ン ス 費	27,000	72,000
ダ ム メ ン テ ナ ン ス 費	86,000	137,000
国 直 轄 砂 防 事 業 負 担 金	1,215,000	1,410,000
単 独 砂 防 施 設 費	248,000	247,000
単 独 砂 防 維 持 管 理 費	726,000	562,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (砂 防)	718,000	1,776,000
災 害 関 連 緊 急 砂 防 費	9,000	
事 業 間 連 携 砂 防 費	131,000	495,000
砂 防 メ ン テ ナ ン ス 費	178,000	250,000
航 空 整 備 費	6,000	5,000
単 独 街 路 費	47,000	126,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (街 路)	244,000	281,000
無 電 柱 化 推 進 費 (街 路)	104,000	162,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (新 水 泳 場)	164,000	188,000
敷 島 公 園 新 水 泳 場 整 備 費	14,000	8,000
公 園 施 設 維 持 修 繕 費	44,000	47,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (公 園)	134,000	144,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (住 宅)	448,000	409,000
警 察 施 設 整 備 費	840,000	814,000
高 等 学 校 施 設 整 備 費	3,006,000	3,322,000
特 別 支 援 学 校 施 設 整 備 費	897,000	920,000
施 設 整 備 費	209,000	171,000
農 業 用 施 設 災 害 復 旧 費	2,000	
治 山 施 設 災 害 復 旧 費	12,000	
土 木 施 設 単 独 災 害 復 旧 費	705,000	704,000
土 木 施 設 補 助 災 害 復 旧 費	782,000	214,000
国 直 轄 災 害 復 旧 事 業 負 担 金	118,000	
臨 時 財 政 対 策 債	4,600,000	4,587,800

第 6 6 号議案

令和 6 年度群馬県県有模範林施設費 特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度群馬県県有模範林施設費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 (千円)
1 環境森林費	1 林政費	模範林経営	506

第 6 7 号議案

令和 6 年度群馬県中小企業高度化資金 特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度群馬県中小企業高度化資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 0, 4 2 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 2 5, 5 6 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（県債の補正）

第 2 条 県債の補正は、「第 2 表県債補正」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		118,739	△ 56,912	61,827
	1 一 般 会 計 繰 入 金	118,739	△ 56,912	61,827
4 県 債		474,953	36,490	511,443
	1 県 債	474,953	36,490	511,443
歳 入 合 計		645,988	△ 20,422	625,566

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 産 業 経 済 費		607,794	△ 20,422	587,372
	2 中 小 企 業 高 度 費 化 資 金 助 成 費	607,794	△ 20,422	587,372
歳 出 合 計		645,988	△ 20,422	625,566

第2表 県債補正
変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額(千円)	限度額(千円)
商 業 集 団 化 等 資 金 貸 付 費	474,953	511,443

第68号議案

令和6年度群馬県用地先行取得特別会計 補正予算（第1号）

令和6年度群馬県用地先行取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ600,489千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ204,490千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（県債の補正）

第2条 県債の補正は、「第2表県債補正」による。

令和7年2月17日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		300,000	△ 300,000	0
	1 一 般 会 計 繰 入 金	300,000	△ 300,000	0
2 繰 越 金		204,974	△ 489	204,485
	1 繰 越 金	204,974	△ 489	204,485
4 県 債		300,000	△ 300,000	0
	1 県 債	300,000	△ 300,000	0
歳 入 合 計		804,979	△ 600,489	204,490

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 土 整 備 費		800,500	△ 600,000	200,500
	1 土 木 管 理 費	800,500	△ 600,000	200,500
2 公 債 費		489	△ 489	0
	1 公 債 費	489	△ 489	0
歳 出 合 計		804,979	△ 600,489	204,490

第2表 県債補正
変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額(千円)	限度額(千円)
用 地 先 行 取 得 費	300,000	

第 6 9 号議案

令和 6 年度群馬県公債管理特別会計 補正予算（第 1 号）

令和 6 年度群馬県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 6 1, 0 3 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 0, 8 2 9, 4 7 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（県債の補正）

第 2 条 県債の補正は、「第 2 表県債補正」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		38,486,504	△ 262,031	38,224,473
	1 一般会計繰入金	25,879,840	△ 262,031	25,617,809
3 諸収入		1	△ 1	0
	1 預金利子	1	△ 1	0
4 県債		31,664,000	1,000	31,665,000
	1 県債	31,664,000	1,000	31,665,000
歳入合計		71,090,505	△ 261,032	70,829,473

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		71,090,505	△ 261,032	70,829,473
	1 公債費	71,090,505	△ 261,032	70,829,473
歳出合計		71,090,505	△ 261,032	70,829,473

第2表 県債補正
変更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額(千円)	限度額(千円)
市場公募債借換債	31,664,000	31,665,000

第70号議案

令和6年度群馬県中小企業振興資金 特別会計補正予算（第1号）

令和6年度群馬県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17,288,841千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,258,769千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月17日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		3,187,097	△ 94,639	3,092,458
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,187,097	△ 94,639	3,092,458
2 諸 収 入		149,360,513	△ 17,194,202	132,166,311
	1 貸 付 金 元 利 収 入	148,981,018	△ 17,188,717	131,792,301
	2 雑 入	379,495	△ 5,485	374,010
歳 入 合 計		152,547,610	△ 17,288,841	135,258,769

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 産 業 経 済 費		152,547,610	△ 17,288,841	135,258,769
	1 金 融 対 策 費	152,460,134	△ 17,283,356	135,176,778
	2 繰 出 金	87,476	△ 5,485	81,991
歳 出 合 計		152,547,610	△ 17,288,841	135,258,769

第 7 1 号議案

令和 6 年度群馬県国民健康保険 特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度群馬県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 0 5 , 8 5 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 3 , 8 7 3 , 2 4 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分 担 金 及 び 負 担 金		112,679,130	△ 1,682,324	110,996,806
	1 負 担 金	112,679,130	△ 1,682,324	110,996,806
2 国 庫 支 出 金		47,341,441	210,607	47,552,048
	1 国 庫 負 担 金	33,731,435	34,431	33,765,866
	2 国 庫 補 助 金	13,610,006	176,176	13,786,182
4 繰 入 金		11,612,646	△ 31,965	11,580,681
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,571,631	△ 31,965	11,539,666
5 繰 越 金		1,797,640	1,332,161	3,129,801
	1 繰 越 金	1,797,640	1,332,161	3,129,801
6 諸 収 入		36,290	577,377	613,667
	2 雑 入	36,270	577,377	613,647
歳 入 合 計		173,467,388	405,856	173,873,244

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 健 康 福 祉 費		173,457,388	405,856	173,863,244
	1 国 民 健 康 保 険 運 営 費	173,439,253	400,463	173,839,716
	2 繰 出 金	18,135	5,393	23,528
歳 出 合 計		173,467,388	405,856	173,873,244

第 7 2 号議案

令和 6 年度群馬県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度群馬県流域下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 6 年度群馬県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）主要な建設改良事業

イ 社会資本総合整備事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 6 年 度	3,376,338 千円	△1,160,344 千円	2,215,994 千円

ロ 単独流域下水道建設事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 6 年 度	61,110 千円	△27,914 千円	33,196 千円

（収益的收入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 流域下水道事業収益	10,753,249 千円	△68,120 千円	10,685,129 千円
第 1 項 営 業 収 益	4,834,678 千円	△9,864 千円	4,824,814 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	5,918,571 千円	△103,008 千円	5,815,563 千円
第 3 項 特 別 利 益		44,752 千円	44,752 千円

	支	出	
第1款 流域下水道事業費用	10,691,920千円	△161,831千円	10,530,089千円
第1項 営業費用	10,425,408千円	△116,746千円	10,308,662千円
第2項 営業外費用	266,512千円	△45,085千円	221,427千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,031,946千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,029,258千円」に、「過年度分損益勘定留保資金99,504千円」を「過年度分損益勘定留保資金117,231千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額67,119千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額46,704千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 流域下水道事業資本的収入	3,733,760千円	△1,185,570千円	2,548,190千円
第1項 企業債	1,141,000千円	△238,000千円	903,000千円
第2項 国庫補助金	1,848,639千円	△721,126千円	1,127,513千円
第4項 工事費負担金	722,973千円	△226,444千円	496,529千円
	支	出	
第1款 流域下水道事業資本的支出	4,765,706千円	△1,188,258千円	3,577,448千円
第1項 建設改良費	3,437,448千円	△1,188,258千円	2,249,190千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額 (千 円)	限 度 額 (千 円)
流 域 下 水 道 事 業	1,141,000	903,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	427,968千円	△24,314千円	403,654千円
(他会計からの補助金)			

第7条 予算第10条中「1,593,014千円」を「1,570,115千円」に改める。

令和7年2月17日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第73号議案

令和6年度群馬県電気事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度群馬県電気事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度群馬県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（1）発電所数、年間目標供給量及び年間電力料金

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
年 間 電 力 料 金	10,956,094 千円	762,935 千円	11,719,029 千円

（2）主要な建設改良事業

イ 霧積発電所建設事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 6 年 度	899,133 千円	10 千円	899,143 千円

ロ ほたかのめぐみ かわば発電所建設事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 6 年 度	60,290 千円	△1,320 千円	58,970 千円

ハ 四万発電所リニューアル事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 6 年 度	5,410,665 千円	△27,737 千円	5,382,928 千円

ニ 白沢発電所リニューアル事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 6 年 度	2,067,521 千円	△77,544 千円	1,989,977 千円

ホ 関根発電所水車発電機復旧事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 6 年 度	1,767,655 千円	△157,811 千円	1,609,844 千円

ヘ 既設発電所の設備改良事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 6 年 度	1,917,370 千円	△123,310 千円	1,794,060 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 電気事業収益	12,033,335千円	1,097,804千円	13,131,139千円
第1項 営業収益	11,912,865千円	1,096,529千円	13,009,394千円
第2項 財務収益	4,414千円	4,511千円	8,925千円
第3項 営業外収益	78,281千円	△3,236千円	75,045千円
	支	出	
第1款 電気事業費用	8,831,209千円	15,195千円	8,846,404千円
第1項 営業費用	8,129,572千円	△562,692千円	7,566,880千円
第3項 営業外費用	144,703千円	329,634千円	474,337千円
第4項 特別損失	453,041千円	248,253千円	701,294千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,159,965千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額15,989,601千円」に、「過年度分損益勘定留保資金10,797,071千円」を「過年度分損益勘定留保資金10,626,707千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 電気事業 資本的収入	367,425千円	△32,243千円	335,182千円
第1項 補助金	20,000千円	△20,000千円	
第3項 投資有価証券 償還金	12,243千円	△12,243千円	
	支	出	
第1款 電気事業 資本的支出	16,527,390千円	△202,607千円	16,324,783千円
第1項 建設改良費	12,899,882千円	△448,810千円	12,451,072千円

第3項	出資金及び貸付金	2,230,250千円	246,203千円	2,476,453千円
-----	----------	-------------	-----------	-------------

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1)	職員給与費	1,564,691千円	△33,008千円	1,531,683千円

令和7年2月17日提出

群馬県知事 山本 一 太

第 7 4 号議案

令和 6 年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度群馬県工業用水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 6 年度群馬県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）主要な建設改良事業

イ 既設工業用水道施設の設備改良事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 6 年 度	394,924 千円	△55,690 千円	339,234 千円

（収益的收入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 工業用水道事業収益	2,052,598 千円	3,665 千円	2,056,263 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	292,109 千円	3,665 千円	295,774 千円
	支	出	
第 1 款 工業用水道事業費用	2,191,576 千円	△111,627 千円	2,079,949 千円
第 1 項 営 業 費 用	1,978,217 千円	△96,239 千円	1,881,978 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	193,359 千円	△15,388 千円	177,971 千円

（資本的收入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 7 6 2 , 6 4 5 千円」を「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額

604,428千円」に、「当年度分損益勘定留保資金472,071千円」を「当年度分損益勘定留保資金313,854千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	工業用水道事業資本的収入	376,610千円	102,390千円	479,000千円
第1項	他会計からの長期借入金	376,000千円	103,000千円	479,000千円
第2項	投資有価証券償還金	610千円	△610千円	
		支	出	
第1款	工業用水道事業資本的支出	1,139,255千円	△55,827千円	1,083,428千円
第1項	建設改良費	394,924千円	△55,690千円	339,234千円
第3項	出資金及び貸付金	100,000千円	△137千円	99,863千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1)	職員給与費	256,382千円	5,251千円	261,633千円

令和7年2月17日提出

群馬県知事 山本 一 太

第75号議案

令和6年度群馬県水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度群馬県水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度群馬県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）主要な建設改良事業

イ 県央第一水道建設事業（1系浄水処理施設）

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 6 年 度	357,371 千円	△20,033 千円	337,338 千円

ロ 既設水道施設の設備改良事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 6 年 度	438,243 千円	△70,595 千円	367,648 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	4,747,321千円	8,865千円	4,756,186千円
第1項 営業収益	4,487,528千円	2,638千円	4,490,166千円
第2項 営業外収益	259,793千円	6,227千円	266,020千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	4,635,812千円	△176,039千円	4,459,773千円
第1項 営業費用	4,226,594千円	△206,604千円	4,019,990千円
第2項 営業外費用	309,218千円	30,565千円	339,783千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1,846,007千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,757,860千円」に、「過年度分損益勘定留保資金344,502千円」を「過年度分損益勘定留保資金256,355千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出			
第1款	水道事業 資 本 的 支 出	1,875,343千円	△88,147千円	1,787,196千円
	第1項 建設改良費	887,708千円	△88,147千円	799,561千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1)	職 員 給 与 費	520,318千円	△36,164千円	484,154千円

令和7年2月17日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 7 6 号議案

令和 6 年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度群馬県団地造成事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 6 年度群馬県団地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（1）分譲

区分	既 決 予 定 量		補 正 予 定 量		計	
	分譲面積	分譲収益	分譲面積	分譲収益	分譲面積	分譲収益
イ 産業団地分譲	148,253㎡	4,747,182 千円	△10,896㎡	△112,614 千円	137,357㎡	4,634,568 千円
長 野 原 向 原 地 団	10,354㎡		△10,354㎡			
高崎玉村スマート I C 北地区工業団	137,899㎡		△542㎡		137,357㎡	
ロ 住宅団地等分譲	50,645㎡	1,181,797 千円	△42,487㎡	△956,677 千円	8,158㎡	225,120 千円
板倉ニュータウン（住宅用地）	5,165㎡		△2,640㎡		2,525㎡	
板倉ニュータウン（業務用地）	39,847㎡		△39,847㎡			

（2）主要な建設改良事業

区分	既 決 予 定 量		補 正 予 定 量		計	
	土地造成費	造成面積	土地造成費	造成面積	土地造成費	造成面積
イ 産業団地造成	6,342,150 千円	113.0ha	△18,700 千円		6,323,450 千円	113.0ha
館 林 北 部 第 四 工 業 団 地	442,700 千円	19.3ha	△18,700 千円		424,000 千円	19.3ha

（収益的收入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ） （既決予定額） （補正予定額） （ 計 ）

	収	入	
第1款 団地造成事業収益	5,988,241千円	△1,071,184千円	4,917,057千円
第1項 営業収益	5,985,911千円	△1,070,502千円	4,915,409千円
第2項 営業外収益	2,330千円	△682千円	1,648千円
	支	出	
第1款 団地造成事業費用	5,247,670千円	△1,278,580千円	3,969,090千円
第1項 営業費用	5,203,489千円	△1,278,575千円	3,924,914千円
第2項 営業外費用	9,181千円	△2,200千円	6,981千円
第4項 特別損失		2,195千円	2,195千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,856,524千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,800,064千円」に、「過年度分損益勘定留保資金7,594,628千円」を「過年度分損益勘定留保資金7,538,168千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 団地造成事業資本的支出	7,856,598千円	△56,460千円	7,800,138千円
第1項 土地造成費	7,512,728千円	780千円	7,513,508千円
第2項 開発調査費	157,000千円	△57,240千円	99,760千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	267,521千円	36,587千円	304,108千円

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 予算第9条に定めた重要な資産の取得及び処分を次のとおり補正する。

変 更

種	類	名 称	既決数量	補正数量	計	処分の態様
2 処分する資産	土地	高崎玉村スマートIC 北 地 区 工 業 団 地	137,899㎡	△542㎡	137,357㎡	売払い
	土地	板倉ニュータウン (業 務 用 地)	39,847㎡	△39,847㎡		同

令和7年2月17日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 7 7 号議案

令和 6 年度群馬県施設管理事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度群馬県施設管理事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 6 年度群馬県施設管理事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（1）賃貸等

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
ロ ビル賃貸収益	150,898 千円	5,837 千円	156,735 千円
ハ ゴルフ場使用収益	522,679 千円	△7,879 千円	514,800 千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第 2 款 賃貸ビル事業収益	177,074 千円	5,337 千円	182,411 千円
第 1 項 営 業 収 益	174,898 千円	5,337 千円	180,235 千円
第 3 款 ゴルフ場事業収益	522,751 千円	1,118 千円	523,869 千円
第 1 項 営 業 収 益	522,679 千円	△7,879 千円	514,800 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	72 千円	△19 千円	53 千円
第 3 項 特 別 利 益		9,016 千円	9,016 千円
	支	出	
第 1 款 格納庫事業費用	11,451 千円	△303 千円	11,148 千円
第 1 項 営 業 費 用	11,451 千円	△303 千円	11,148 千円
第 2 款 賃貸ビル事業費用	219,823 千円	△3,930 千円	215,893 千円
第 1 項 営 業 費 用	218,695 千円	△3,930 千円	214,765 千円

第3款 ゴルフ場事業費用	475,519千円	11,220千円	486,739千円
第1項 営業費用	447,277千円	11,220千円	458,497千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額505,646千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額335,923千円」に、「企業債等償還積立金171,871千円、当年度分損益勘定留保資金88,258千円、過年度分損益勘定留保資金155,566千円及び」を「企業債等償還積立金164,871千円、当年度分損益勘定留保資金81,101千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第2款 ゴルフ場事業資本的収入	769,260千円	155,566千円	924,826千円
第1項 他会計からの長期借入金	769,260千円	155,566千円	924,826千円
	支	出	
第3款 ゴルフ場事業資本的支出	1,259,506千円	△14,157千円	1,245,349千円
第1項 建設改良費	1,044,635千円	△14,157千円	1,030,478千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	67,843千円	4,546千円	72,389千円

令和7年2月17日提出

群馬県知事 山本 一 太

第 7 8 号議案

令和 6 年度群馬県病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度群馬県病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 6 年度群馬県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区分	心臓血管 センター	が ん センター	精神医療 センター	小児医療 センター	経 営 戦 略 課	計
2 年 間 患 者 数						
(1) 入 院	人	人	人	人		人
既決予定量	47,487	80,300	55,480	41,975		225,242
補正予定量	△ 2,155	△ 12,693	259	△ 3,123		△ 17,712
計	45,332	67,607	55,739	38,852		207,530
(2) 外 来	人	人	人	人		人
既決予定量	65,926	100,359	25,743	46,170		238,198
補正予定量	△ 2,277	△ 2,130	△ 1,063	△ 1,899		△ 7,369
計	63,649	98,229	24,680	44,271		230,829
3 1 日 平 均 患 者 数						
(1) 入 院	人	人	人	人		人
既決予定量	130	220	152	115		617
補正予定量	△ 6	△ 35	1	△ 9		△ 49
計	124	185	153	106		568
(2) 外 来	人	人	人	人		人
既決予定量	271	413	106	190		980
補正予定量	△ 9	△ 9	△ 4	△ 8		△ 30
計	262	404	102	182		950

区分	心臓血管 センター	が ん センター	精神医療 センター	小児医療 センター	経 営 戦 略 課	計
4 主要な建設改良事業						
(1) 病棟等増改築事業	千円	千円	千円	千円		千円
既決予定量	82,456	10,160	40,150	279,310		412,076
補正予定量	△ 1,826	△ 2,625	5,610			1,159
計	80,630	7,535	45,760	279,310		413,235
(2) 医療器械及び 備品購入	千円	千円	千円	千円	千円	千円
既決予定量	1,246,351	356,207	37,239	184,428	207,618	2,031,843
補正予定量	△ 39,036	△ 1,685	△ 7,690			△ 48,411
計	1,207,315	354,522	29,549	184,428	207,618	1,983,432

(収益的收入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	33,951,169千円	△1,371,145千円	32,580,024千円
第1項 医業収益	28,407,765千円	△1,653,382千円	26,754,383千円
第2項 医業外収益	5,543,396千円	282,164千円	5,825,560千円
第3項 特別利益	8千円	73千円	81千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	35,937,798千円	△364,774千円	35,573,024千円
第1項 医業費用	35,144,921千円	△324,587千円	34,820,334千円
第2項 医業外費用	790,873千円	△40,187千円	750,686千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額946,518千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額946,266千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	3,339,521千円	△47,000千円	3,292,521千円
第1項 企業債	2,407,000千円	△47,000千円	2,360,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	4,286,039千円	△47,252千円	4,238,787千円
第1項 建設改良費	2,443,919千円	△47,252千円	2,396,667千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変 更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額(千円)	限度額(千円)
心臓血管センター A重油配管改修工事	1,000	0
がんセンター 監視カメラ更新工事	5,000	4,000
がんセンター 職員宿舍外壁・屋上防水改修工事	3,000	2,000
精神医療センター 電気設備改修工事	29,000	35,000
小児医療センター 吸収式温水発生器更新工事	153,000	99,000
小児医療センター 分電盤更新工事	46,000	99,000
医療器械等購入	2,001,000	1,952,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1)職 員 給 与 費	15,307,567千円	△107,223千円	15,200,344千円
(たな卸資産購入限度額)			

第7条 予算第10条中「11,359,421千円」を「11,530,573千円」に改める。

令和7年2月17日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第七十九号議案

群馬県県有施設長寿命化等推進基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定に基づき、群馬県県有施設長寿命化等推進基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 県庁舎、県立学校、警察施設その他の県有施設の改修等による長寿命化（当該施設が必要な機能を維持する期間を延長することをいう。）、建替えによる更新等を計画的に推進するための経費の財源に充てるため、群馬県県有施設長寿命化等推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第七条 基金は、第二条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和七年二月十七日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 群馬県県有施設長寿命化等推進基金を設置しようとするものである。

第八十号議案

群馬県デジタルクリエイティブ人材育成基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定に基づき、群馬県デジタルクリエイティブ人材育成基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 デジタルクリエイティブ人材（デジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会をいう。）において、デジタル分野に関する専門的な知識及び技術を有する者で、自ら創造し考える力を持ち、その能力を活用してあらゆる産業の活力を生み出し、新たな価値の創造をもたらす人材をいう。）の育成に要する経費の財源に充てるため、群馬県デジタルクリエイティブ人材育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第七条 基金は、第二条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和七年二月十七日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 群馬県デジタルクリエイティブ人材育成基金を設置しようとするものである。

第八十一号議案

群馬県ツクルンの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、群馬県ツクルンの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 デジタルクリエイティブ人材（デジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会をいう。）において、デジタル分野に関する専門的な知識及び技術を有する者で、自ら創造し考える力を持ち、その能力を活用してあらゆる産業の活力を生み出し、新たな価値の創造をもたらす人材をいう。次条第一号において同じ。）の育成を図るため、次代を担う若者を対象とした人材育成拠点として、群馬県ツクルン（以下「ツクルン」という。）を次の表に掲げるとおり設置する。

名称	所在地
ツクルン前橋	前橋市
ツクルン高崎	高崎市

(業務)

第三条 ツクルンは、次に掲げる業務を行う。

- 一 デジタルクリエイティブ人材の育成に必要なプログラムの企画、運営及び提供に関する業務
- 二 ツクルンの施設、附属設備、備品等（以下「施設等」という。）を利用に供する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、ツクルンの設置の目的を達成するために必要な業務

（利用者の範囲）

第四条 ツクルンを利用することができる者は、県内に居住し、又は県内に通学する小中高生（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校並びに同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程に限る。）の児童及び生徒（満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。）から満十八歳に達した日の属する学年までに属する者に限る。）をいう。）及び知事が適当と認めた者とする。

（休館日）

第五条 知事は、必要があると認めるときは、休館日を定めることができる。

（原状回復義務）

第六条 ツクルンを利用する者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに施設等を原状に回復して返還しなければならない。

（損害賠償）

第七条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、知事の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

（利用の制限又は中止）

第八条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、ツクルンの利用を制限し、又は中止させることができる。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- 四 ツクルンの設置の目的に反するとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、ツクルンの管理上支障があると認められるとき。

（指定管理者による管理）

第九条 知事は、法第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、ツクルンの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にツクルンの管理を行わせる場合（次項において

「指定管理者による管理の場合」という。）においては、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第三条各号に掲げる業務

二 第五条に規定する休館日を定めることに関する業務

三 前条に規定する利用の制限又は中止に関する業務

四 施設等の維持管理に関する業務

五 前各号に掲げるもののほか、ツクルンの管理に関する事務のうち、知事が別に定める業務

3 指定管理者による管理の場合における第五条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第五条中「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ知事の承認を得て」とする。

（規則への委任）

第十条 この条例に定めるもののほか、ツクルンの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の表ツクルン高崎の項の規定は、ツモグンマの設置及び管理に関する条例（令和七年群馬県条例第 号）の施行の日から施行する。

令和七年二月十七日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 群馬県ツクルンを設置しようとするものである。

第八十二号議案

群馬県安心こども基金条例の一部を改正する条例

群馬県安心こども基金条例（平成二十一年群馬県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和七年二月十七日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 安心こども基金の設置期間を延長しようとするものである。

第八十三号議案

群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年群馬県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「十年間」を「十二年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和七年二月十七日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 内閣府令・文部科学省令・厚生労働省令の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第八十四号議案

群馬県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第十九条に次の一項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第二十三条第一項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第二十四条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第二項中「第二項」の下に「及び第六項」を加える。

第二十五条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十四条第一項第六号及び第二十三条第一項第六号の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年二月十七日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 厚生省令の救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第八十五号議案

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の 一部を改正する条例

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和六年群馬県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

附則中「六月」を「九月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和七年二月十七日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 霧積発電所の設置を延期しようとするものである。

第 86 号議案

指定管理者の指定の期間の変更について

別表のとおり指定管理者の指定の期間を変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

<別表>

公の施設の名称及び所在地	指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定の期間
大沼キャンプフィールド及び赤城ランドステーション 前橋市富士見町赤城山1ほか	株式会社スノーピーク 新潟県三条市中野原456番地 代表取締役社長執行役員 山井 太	「令和7年4月1日から令和17年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和18年3月31日まで」に変更する。
群馬コンベンションセンター 高崎市岩押町12番24号	Gメッセ運営共同事業体 東京都千代田区三番町2番地 代表者 株式会社コンベンションリンケージ 代表取締役 平位 博昭 構成者 株式会社群成舎 代表取締役 芝崎 勝治 ALSOK群馬株式会社 代表取締役社長 浦 友治 鹿島建物総合管理株式会社 代表取締役社長 山本 和雄	「令和2年4月1日から令和7年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和8年3月31日まで」に変更する。

第 8 7 号議案

地方財政法第 2 7 条の規定による 市の負担について

地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 2 7 条の規定により、令和 6 年度県立赤城公園活性化整備事業費の一部を次のとおり市に負担させるものとする。

事 業 名	負 担 市 名	事業費（決算見込）	負 担 額
赤城公園活性化整備	前 橋 市	円 1, 113, 482, 700	円 279, 040, 000

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 88 号議案

地方財政法第 27 条の規定による 市町村の負担について

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 27 条の規定により、令和 6 年度農山漁村地域整備事業費、補助公共作業道事業費及び単独林道事業費の一部を次のとおり市町村に負担させるものとする。

事業名	路線名	負担市町村名	事業費	負担額
農山漁村地域整備	草喰八丁河原	甘楽町	65,484,750 ^円	6,548,000 ^円
補助公共作業道	内ノ沢	高崎市	19,008,000	3,421,000
	馬放場	上野村	84,398,310	14,347,000
	沢イラクボ支	沼田市	30,000,000	5,700,000
単独林道	吾嬬山	東吾妻町	9,988,000	4,994,000

令和 7 年 2 月 17 日提出

群馬県知事 山本 一 太

第 8 9 号議案

地方財政法第 2 7 条の規定による 市町村の負担について

地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 2 7 条の規定により、令和 6 年度単独治山事業費の一部を次のとおり市町村に負担させるものとする。

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
単 独 治 山	前 橋 市	円 69,542,000	円 6,954,000
	渋 川 市	99,715,000	9,971,000
	榛 東 村	29,997,000	2,999,000
	高 崎 市	90,222,000	9,022,000
	安 中 市	122,078,000	12,207,000
	藤 岡 市	18,293,000	1,829,000
	上 野 村	130,669,000	13,066,000
	神 流 町	47,388,000	4,738,000
	富 岡 市	48,906,000	4,890,000
	下 仁 田 町	73,414,000	7,341,000
	南 牧 村	35,552,000	3,555,000
	甘 楽 町	34,034,000	3,403,000
	中 之 条 町	88,286,000	8,828,000
	嬭 恋 村	72,545,000	7,254,000
	高 山 村	41,193,000	4,119,000
	東 吾 妻 町	49,665,000	4,966,000
	沼 田 市	33,429,000	3,342,000
	片 品 村	37,774,000	3,777,000

事業名	負担市町村名	事業費	負担額
	川場村	円 39,380,000	円 3,938,000
	昭和村	23,859,000	2,385,000
	みなかみ町	88,011,000	8,801,000
	桐生市	80,190,000	8,019,000
	太田市	9,009,000	900,000
	館林市	869,000	86,000
	みどり市	92,675,000	9,267,000
	千代田町	1,716,000	171,000
	大泉町	308,000	30,000
	邑楽町	1,089,000	108,000

令和7年2月17日提出

群馬県知事 山本 一 太

第 90 号議案

地方財政法第 27 条の規定による 市町の負担について

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 27 条の規定により、令和 6 年度単独農村整備事業費、農山漁村地域整備事業費及び農業水路等長寿命化・防災減災事業費の一部を次のとおり市町に負担させるものとする。

事業名	地区名	事業費	負担市町名	負担額
単独農村整備	長手第 2 溜池	円 48,600,000	太田市	円 12,149,000
	和見堤	38,400,000	みなかみ町	9,600,000
	勝山沼	4,994,000	前橋市	1,248,000
	大堤沼	7,953,000	前橋市	1,988,000
農山漁村地域整備	佐波新田	27,000,000	伊勢崎市	4,963,000
	用水第 2		太田市	1,787,000
農業水路等長寿命化・防災減災	美野原 3 期	61,480,000	中之条町	6,148,000
	西長岡ため池	60,000,000	太田市	15,000,000
	追貝平 1 期	21,500,000	沼田市	3,762,500
	藪塚台地	10,000,000	太田市	2,325,000
			みどり市	175,000

令和 7 年 2 月 17 日提出

群馬県知事 山本 一 太

第 9 1 号議案

地方財政法第 2 7 条の規定による 市町村の負担について

地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 2 7 条の規定により、令和 6 年度社会資本総合整備（砂防）事業費、事業間連携砂防事業費、砂防メンテナンス事業費、単独砂防施設事業費及び緊急防災・減災対策事業費の一部を次のとおり市町村に負担させるものとする。

事 業 名	負 担 市 町 村 名	事 業 費	負 担 額
社会資本総合整備 （ 砂 防 ）	高 崎 市	円 90,000,000	円 9,000,000
	藤 岡 市	30,000,000	3,000,000
	富 岡 市	20,000,000	2,000,000
	安 中 市	2,000,000	200,000
	上 野 村	290,000,000	14,500,000
	南 牧 村	37,000,000	3,700,000
	川 場 村	3,000,000	300,000
	み な か み 町	110,000,000	5,500,000
事業間連携砂防	藤 岡 市	80,000,000	4,000,000
砂防メンテナンス	嬬 恋 村	20,000,000	1,000,000
単 独 砂 防 施 設	嬬 恋 村	50,000,000	5,000,000
緊急防災・減災対策	高 崎 市	49,500,375	4,950,037
	桐 生 市	20,000,000	2,000,000
	神 流 町	9,500,000	950,000
	東 吾 妻 町	40,000,000	4,000,000
	み な か み 町	11,636,000	1,163,600

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 9 2 号議案

地方財政法第 2 7 条の規定による 市の負担について

地方財政法（昭和 2 3 年法律第 1 0 9 号）第 2 7 条の規定により、令和 6 年度社会資本総合整備（街路）事業費、無電柱化推進事業費、単独街路事業費、社会資本総合整備（新水泳場）事業費及び敷島公園新水泳場整備事業費の一部を次のとおり市に負担させるものとする。

事業名	負担市名	事業費	負担額
社会資本総合整備 （街路）	前橋市	円 585,000,000	円 105,300,000
	高崎市	130,000,000	23,400,000
	桐生市	160,000,000	28,800,000
無電柱化推進	館林市	50,000,000	9,000,000
	渋川市	119,000,000	21,420,000
	安中市	200,000,000	36,000,000
単独街路	前橋市	40,000,000	20,000,000
	高崎市	135,000,000	67,500,000
	伊勢崎市	30,000,000	15,000,000
	安中市	62,500,000	31,250,000
社会資本総合整備 （新水泳場）	前橋市	446,220,000	35,700,000
敷島公園新水泳場整備	前橋市	98,200,000	8,200,000

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 9 3 号議案

土地改良法第 9 0 条の規定による
市村の負担の変更について

令和 6 年第 1 回定例県議会で議決された令和 6 年度国営施設応急対策事業赤城西麓地区に係る土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 0 条の規定による市村の負担金の額を、次のとおり変更するものとする。

事業名	地区名	負担金		負担 市村名	負担額	
		議決された額	変更しようとする額		議決された額	変更しようとする額
国営施設 応急対策	赤城西麓	円 181, 652, 779	円 181, 295, 368	前橋市	円 3, 783, 827	円 3, 776, 382
				沼田市	18, 846, 475	18, 809, 394
				渋川市	65, 395, 001	65, 266, 333
				昭和村	93, 627, 476	93, 443, 259

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 9 4 号議案

土地改良法第 9 1 条の規定による 市町村の負担について

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 1 条の規定により、令和 6 年度基幹水利施設管理事業費、農山漁村地域整備事業費、農村地域防災減災事業費及び農業競争力強化基盤整備事業費の一部を次のとおり市町村に負担させるものとする。

事業名	地区名	事業費	負担市町村名	負担額
基幹水利施設管理	渡良瀬川中央	円 48,510,000	桐 生 市	円 41,000
			太 田 市	6,581,000
			館 林 市	1,735,000
			千 代 田 町	156,000
			大 泉 町	520,000
			邑 楽 町	2,013,000
	渡良瀬川下流	22,603,000	館 林 市	3,066,000
			板 倉 町	3,714,000
	鎭 川	8,690,000	高 崎 市	602,000
			藤 岡 市	602,000
			富 岡 市	730,000
			下 仁 田 町	115,000
			甘 楽 町	558,000
	赤 城 西 麓	19,908,000	前 橋 市	124,000
			沼 田 市	620,000
			渋 川 市	2,150,000
			昭 和 村	3,078,000
	埼 玉 北 部	320,573	藤 岡 市	178,000

事業名	地区名	事業費	負担市町村名	負担額
農山漁村地域整備	赤城大沼用水期4	円 20,000,000	前橋市	円 5,000,000
	押切境	22,000,000	太田市	4,675,000
	坂東大堰2期	240,000,000	前橋市	30,973,000
			高崎市	152,000
			伊勢崎市	21,910,000
			太田市	2,083,000
			玉村町	4,882,000
	藪塚西部	238,000,000	太田市	59,500,000
	保美	17,262,000	藤岡市	1,726,000
	緑町	29,700,000	太田市	5,197,000
農村地域防災減災	大谷牛秣	290,000,000	藤岡市	31,899,000
	天水ため池	28,000,000	高崎市	3,080,000
	北ろく赤谷	38,700,000	沼田市	287,000
			昭和村	5,131,000
	滝ノ沢	107,000,000	吉岡町	8,025,000
	追分	190,100,000	沼田市	1,413,000
			昭和村	25,203,000
	松ノ木平	67,650,000	沼田市	502,000
			昭和村	8,970,000
農業競争力強化 基盤整備	緑町	28,300,000	太田市	4,952,000
	五箇谷	50,000,000	板倉町	5,000,000
	吉田	135,000,000	富岡市	13,500,000
	野辺	313,688,000	館林市	13,241,000
			明和町	695,000
			千代田町	1,931,000
	原	154,440,000	高山村	16,940,000

事業名	地区名	事業費	負担市町村名	負担額
	大正用水3期	円 92,242,000	前橋市	円 11,658,000
			伊勢崎市	11,402,000
	笠張	218,000,000	渋川市	21,800,000
	境小此木東部	66,000,000	伊勢崎市	11,550,000
	保美	195,224,000	藤岡市	19,522,000
	牛の平	20,000,000	片品村	2,000,000
	仙之入	90,000,000	嬬恋村	20,249,000
	干俣	15,000,000	嬬恋村	1,500,000
	城沼水路	14,000,000	館林市	29,000
			板倉町	2,421,000
	田代湯尻	5,000,000	嬬恋村	500,000

令和7年2月17日提出

群馬県知事 山本 一 太

第 9 5 号議案

請 負 契 約 の 締 結 に つ い て

次のとおり請負契約を締結したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年群馬県条例第 2 5 号）第 2 条の規定により議決を求める。

名 称	道路改築上信新巻橋上部工工事
工 事 場 所	一般国道 3 5 3 号 上信自動車道（吾妻東バイパス 2 期） 吾妻郡東吾妻町大字新巻地内
契 約 金 額	4 8 0, 5 9 0, 0 0 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	前橋市古市町 2 丁目 1 番地 3 ドーピー・泉野上信新巻橋上部工工事特定建設工事共同企業体 代表者 ドーピー建設工業株式会社群馬事務所 所長 渡部 修 構成員 泉野建設株式会社 代表取締役 泉野 高志

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 9 6 号議案

事業契約の変更について

令和 6 年第 3 回前期定例県議会で議決された群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業に係る事業契約の内容の一部を次のとおり変更したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 1 2 条の規定により議決を求める。

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	23, 063, 532, 163円	23, 028, 150, 233円

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第97号議案

権利の放棄について

次の権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議決を求める。

1 放棄する権利

母子福祉資金貸付金に係る債権

2 相手方及び権利を放棄する金額

住 所	氏 名	放棄する金額	貸付年度	理由
		370,500円	平成14年度	自己破産

3 理由

借受人及び連帯借受人が破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項の規定により当該債権についてその責任を免れ、連帯保証人が時効を援用したことから、当該債権の回収が不能であるため、権利を放棄するものである。

令和7年2月17日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第98号議案

権利の放棄について

次の権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議決を求める。

1 放棄する権利

児童扶養手当過誤払返納金に係る債権

2 相手方及び権利を放棄する金額

住 所	氏 名	放棄する金額	発生年度	理由
		8,000円	令和4年度	自己破産

3 理由

債務者が破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項の規定により当該債権についてその責任を免れたことから、債権の回収が不能であるため、権利を放棄するものである。

令和7年2月17日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 99 号議案

和解及び損害賠償の額を定めることについて

売却した県有地に係る契約不適合について、次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるものとする。

1 和解の相手方（以下「請求者」という。）

群馬県前橋市下新田町 4 4 7 番地 3

有限会社三光企画 取締役 廣瀬 幸重

2 和解の内容

(1) 下記 3 の売買契約目録の売買契約（以下、「本件契約」という。）について

群馬県は請求者に対し、本件契約に係る契約不適合責任を負うこと及び損害賠償として金 82,435,891 円を支払う。

(2) 群馬県と請求者との間において、本和解条項に定めるもの以外に債権債務が存しないことを相互に確認する。

3 売買契約目録

令和 5 年 3 月 6 日付の次の土地を目的物とし、代金を 298,303,535 円とする売買契約

・前橋市元総社町字芦田 505 番 2 外 13 筆 宅地外 14,125.32 m²

4 事件の内容

令和 5 年に県が売却した土地において、コンクリートがら及びアスベストを含む建築廃材等が埋設されていることが判明したため、請求者から契約不適合により被った損害の賠償請求を受けたものである。

令和 7 年 2 月 17 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第100号議案

和解について

群馬県心身障害者扶養共済制度において、加入者が既に納付していた掛金の中に納付の必要のない掛金が発生したことについて、次のとおり和解をする。

1 和解の相手方

群馬県心身障害者扶養共済制度加入者1名

2 和解の内容

(1) 群馬県は、相手方に対し、次の金額を支払う。

369,720円

(2) 群馬県と相手方との間において、本和解条項及び群馬県心身障害者扶養共済契約以外何らの債権・債務のないことを確認する。

3 事件の内容

群馬県心身障害者扶養共済制度において、加入者が年金の給付請求を行ったところ、年金の支給開始年月日が平成元年12月に遡って決定されたことに伴い、加入者に納付の必要のない掛金が発生したことから、上記相手方に対し、当該掛金相当額を支払うものである。

令和7年2月17日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第101号議案

和解について

群馬コンベンションセンター（以下「Gメッセ群馬」という。）の改修に伴う損失補償について、次のとおり和解をする。

1 和解の相手方（以下「請求者」という。）

(1) 東京都中央区銀座三丁目9番11号

紙パルプ技術協会 理事長 長谷川 一郎

(2) 群馬県高崎市高松町36番地 独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター内

第34回日本乳癌検診学会学術総会 会長 鯉淵 幸生

(3) 東京都千代田区神田淡路町一丁目9番地5 天翔御茶ノ水ビル704

一般社団法人日本訪問リハビリテーション協会 会長 鈴木 修

2 和解の内容

(1) 群馬県は、請求者に対し、次のとおり損失補償金を支払う。

請 求 者	金 額
紙パルプ技術協会	1,971,000円
第34回日本乳癌検診学会学術総会	5,136,000円
一般社団法人日本訪問リハビリテーション協会	2,121,000円
合 計	9,228,000円

(2) 群馬県と請求者間において、本和解条項以外何らの債権・債務のないことを確認する。

3 事件の内容

県がGメッセ群馬4階部分を改修することに伴い、請求者は4階部分を利用することができなくなり、損失が発生したため、補償金を支払うものである。

令和7年2月17日提出

群馬県知事 山 本 一 太

承第1号

専決処分の承認について

- 1 令和6年度群馬県一般会計補正予算（第6号）
- 2 訴えの提起について

上記について、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により承認を求める。

令和7年2月17日提出

群馬県知事 山 本 一 太

1 令和6年度群馬県一般会計補正予算（第6号）

令和6年度群馬県の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の補正は、「第1表債務負担行為補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年2月4日

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
補助公共林道工事請負契約	令 和 7 年 度	49,500
浅間牧場草地・施設整備工事請負契約	令 和 7 年 度	45,000
単独橋りょう予防保全委託契約	令 和 7 年 度	110,000
特定ダム環境対策工事請負契約	令 和 7 年 度	8,000
単独砂防施設工事請負契約	令 和 7 年 度	40,000
単独砂防維持管理委託契約	令 和 7 年 度	188,500

2 変 更

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額 (千円)	限 度 額 (千円)
単独公共治山工事請負契約	150,000	250,000
単独道路維持修繕委託契約	484,000	1,534,000
単独地域道路管理委託契約	800,000	1,000,000
河川維持補修委託契約	510,000	513,500

専 決 理 由

浅間牧場草地・施設整備工事請負契約ほか9事項における債務負担行為については、予算の執行時期から早急に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

2 訴えの提起について

前橋地方裁判所令和5年（ワ）第19号損害賠償請求事件判決に関し、次のとおり控訴を提起する。

1 相手方

被控訴人1名

2 事件名

損害賠償請求事件

3 事件の内容及び請求の趣旨

上記の者が提起した損害賠償請求事件について、令和7年1月22日の第一審判決において県の主張が認められなかったので、原判決を破棄し、更に相当な裁判を求め、東京高等裁判所に対して控訴するものである。

4 事件に関する取扱い方針

県は、判決確定まで訴訟を遂行する予定である。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年2月3日

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

本訴訟に係る控訴の法定期限の関係から地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

報第1号

報 告 書

1 訴えの提起について

2 和解について

上記について、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第180条第2項の規定により報告する。

令和7年2月17日提出

群馬県知事 山 本 一 太

1 訴えの提起について

1 事 件 名

県営住宅の建物明渡等請求事件

2 相 手 方

提 起 日	住 宅 名	住 所	氏 名
令和7年1月15日			
令和7年1月17日			
令和7年1月17日			
令和7年1月17日			
令和7年1月15日			
令和7年1月15日			
令和7年1月17日			
令和7年1月17日			

3 事件の内容及び請求の趣旨

上記の者は、県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者又は県営住宅を不法に占有している者であり、再三の家賃等納入勧告及び退去勧告にもかかわらず、納入も退去もしないため、滞納家賃等の支払及び県営住宅の明渡しを求める訴えの提起（和解を含む。）を行ったものである。

4 事件に対する取扱い方針

訴えにおいて、上記請求が認容されないときは、上訴するものとする。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により訴えの提起（和解を含む。）の専決処分を行った。

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。

2 和解について

1 事 件 名

県営住宅の家賃支払請求等和解申立事件

2 相 手 方

申 立 日	住 宅 名	住 所	氏 名
令和7年1月10日			

3 和解の内容

(1)上記の者は、県に対し、滞納家賃を分割して毎月末日までに支払う。

(2)上記の者は、県に対し、本件建物に係る家賃を毎月末日までに支払う。

4 事件の内容

上記の者は、県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者であるが、長期の分納を申し出たため、訴え提起前の和解申立てを行ったものである。

5 事件に関する取扱い方針

相手方が裁判所に出頭しない等和解に応じない場合は、県営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める訴えの提起を行う。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により訴え提起前の和解申立ての専決処分を行った。

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。